

新潟市秋葉区農業委員会 5 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 10 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

7 番 吉田 信雄

8 番 松田 洋一

第 2 議事

議案第 6 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について

議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 8 号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について

議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度5月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全員にご出席をいただきまして、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので7番・吉田委員、8番・松田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 6 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、議案第 7 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(笹川副主幹)

説明に入る前に、先月 4 月の議案書の中で訂正がありましたので、お手もとに差し替え文書をあげておきました。差し替えをお願いしたいと思います。内容につきましては、8 ページ、議案第 4 号新津農業振興地域計画の変更の欄で、農用地から白地に変更の申出者の住所と名前に誤りがありまして、当初荻島 1 丁目〇〇というところが〇〇の誤り、名前が A さんの名前の字が〇〇の誤りでした。宜しく願いいたします。

それでは、議案書の 1 ページからご説明いたします。

議案第 6 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について説明いたします。

議案書 1 ページ、番号 1 です。

新保地区で、畑 1 筆、約 1 アールを農作業小屋敷地にするための転用許可申請です。当該地はすでに作業所として利用されており、始末書付きの申請になっています。

申請地は、市街化が進むことが見込まれ、既に住宅化が進んでいるところに近接する区域で、10ha 未満の広がりの中の農地であることから第 2 種農地に該当し、代替地が無ければ許可できるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

次に、議案書の 2 ページをお願いします。

議案第 7 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。番号 1 です。

金津地区で、畑 2 筆、約 2 アールを譲受人が売買により取得し、露天駐車場として利用するものです。現在使用している駐車場が手狭となり近所で探していたところ、当該地が山間地で手狭な生産性の低い農地であり、これと隣接する同時利用地 50 m²を加え、約 261 m²を駐車場として利用するための転用許可申請です。

申請地は県道白根・安田線及び山間地に囲まれた生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当し、代替地が無ければ許可できるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

番号2です。

七日町地区で、田1筆、約3アールを譲受人が売買により取得し農舎施設として利用するための転用許可申請ですが、以前より農地法のことを良く知らずに無断で農舎を建設し利用していたため、始末書付きの申請になっています。

申請地周辺は、宅地化が進むことが見込まれ、既に宅地化が進んでいるところに近接した10ha未満の広がりの中の農地であることから、第2種農地に該当し代替地が無ければ許可できるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

番号3です。

満願寺地区で、田1筆、約1アールを祖父から孫へ贈与し、譲受人の個人住宅建築のため、その敷地を田から宅地に転用するための申請です。

申請地は、10ha以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから、第1種農地に該当し原則許可することはできませんが、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断されます。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

番号4です。

水田地区で、田と畑3筆、約3アールを売買により取得し、譲受人の個人住宅建築のため、その土地を宅地に転用するための申請です。

申請地は、10ha以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから、第1種農地に該当し原則許可することはできませんが、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断されます。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

次に、議案書の3ページ番号5です。

新保地区で、畑1筆、約3アールを親から子への贈与により譲受人の個人住宅敷地とし、畑を宅地にするための転用許可申請です。

申請地は、10ha以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから、第1種農地に該当し原則許可することはできませんが、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断されます。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会報告をいたします。

調査年月日は、平成 29 年 5 月 26 日です。

付託件数は、農地法第 4 条許可申請の委員会処分決定が 1 件、農地法第 5 条許可申請の委員会処分決定が 5 件であります。

最初に、農地法第 4 条許可申請に関する委員会処分決定について、議案書 1 ページ 1 番、農作業小屋敷地の案件で転用者より事情聴取しました。

まず、転用者よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。それによると、昨年父が死亡したことから、10 月頃本人が相続することになり、法務局で登記手続きを行ったところ、畑に作業小屋が建っている事が判明し、事後となりましたが、法に従って処理を行ったとのことでした。

また、このことについて、高山委員から農地継承者の決定を地区として歓迎する旨の発言がありました。

最後に、私から許可になりましたら申請どおり転用するよう伝えました。転用者了解しました

次に、農地法第 5 条許可申請に関する委員会処分決定について、議案書 2 ページ 1 番、露天駐車場敷地の案件で譲受人より事情聴取しました。

まず、転用者よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。それによりますと、本人は建築板金業を営んでおり、従業員の駐車場が必要だったことと、事業所が歩道に面しており資材搬入用トラックの駐車に危険を伴うことから、駐車用地の確保が必要とのことでした。

次に、農地部会長の私から、現地は山の斜面に隣接しており、道路にも面していることから、駐車場に最適であり、特に問題はないと伝えました。

吉田委員から、駐車場は舗装にできないかとの意見がありましたが、現時点でその考えはないとの回答がありました。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよう伝えました。転用者、了解しました。

議案書2 ページ2 番です。

農舎敷地の案件で、譲受人より事情聴取しました。

まず、譲受人よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。それによりますと、長年転用申請がなされぬまま現在までできましたが、今回の売買を機に無断転用の解消を行ったとのことでした。

次に、農地部会長の私から、現地確認を行い畑と農舎を確認したことを伝えたほか、今回の売買金額について尋ねたところ、70年ぐらい前のことでハッキリしないのでこの金額になったと言っていました。最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよう伝えました。譲受人、了解しました。

議案書2 ページ3 番です。

個人住宅敷地の案件で、譲受人より事情聴取しました。

まず、譲受人よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。それによりますと、現在はアパートに暮らしているが、先月、子供が生まれ将来のことを両親に相談したところ、実家の隣に家を建てたほうが家を守っていけると考え、申請したと言っていました。

次に、農地部会長の私から現地確認の結果、特に問題はないと伝えました。東区のアパートからと実家からの通勤時間を尋ねたところ、だいたい同じだとの答えでした。最後に、私から許可になりましたら申請どおり転用するよう伝えました。譲受人、了解しました。

議案書2 ページ4 番です。

個人住宅敷地の案件で、譲渡人より事情聴取しました。

まず、譲渡人よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。それによりますと、譲受人（申請者）は現在結婚しアパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭になったことから、実家の隣接地であり道路も広く住宅敷地に最適なため、今回の売買となったとのことでした。次に、農地部会長の私から現地確認の結果、スクールバスの待合室が敷地に入っていることについて尋ねたところ、今は使っていないので後で考えるとのことでした。

最後に、私から許可になりましたら申請どおり転用するよう伝えました。譲渡人、了解しました。

議案書 3 ページ 5 番です。

個人住宅敷地の案件で、譲受人の代理人より事情聴取しました。

まず、譲受人の代理人より、このたびの申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、譲受人は譲渡人の二男であり、実家の土地に分家住宅を建築したいと考え、申請したとのことでした。

次に、農地部会長の私から現地確認の結果、申請地は防草シートがはられており良好な管理状況であると言っておきました。

また、高山委員から新保地区で家族が増えることは、歓迎する旨の発言がありました。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよう伝えました。

譲受人の代理人、了解しました。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

私も関係するのですが、議案書 2 ページの 4 番のところ、参考までに売買価格を教えてください。

事務局

(笹川副主幹)

一応ですね、土地代金として〇〇万円ということでやっています。
㎡当たりの単価については、それを面積で割ってください。

鈴木委員

ありがとうございました。

議長

他にご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 6 号及び議案第 7 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第 8 号、農地利用集積円滑化事業規程の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(山田次長)

議案書 4 ページをお願いします。

議案第 8 号、農地利用集積円滑化事業規程の決定についてご説明します。

農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 4 項の規定に基づき、新潟みらい農業協同組合、新津さつき農業協同組合、越後中央農業協同組合の 3 農協が農地利用集積円滑化事業規程の一部を変更するにあたり、次のとおり提案いたします。

資料 2 と併せてご覧ください。

秋葉区農業委員会管内の農地利用集積円滑化事業の事業実施者は新潟市農業協同組合以下記載の五団体となっていますが、このたび、同円滑化事業の事業実施者である、新潟みらい農業協同組合、新津さつき農業協同組合、越後中央農業協同組合から農業委員会等に関する法律の改正に伴う名称変更のため、新潟市に対し農地利用集積円滑化事業規程の変更承認の申請がございました。

農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 4 項で市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について、承認しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならないこととなっています。この規定により、新潟市は 3 団体の同事業規程に農地売買等事業に関する事項が定められていることから、農業委員会の決定について照会してきたものであります。

資料 2 の 2 ページは、円滑化事業規程の決定に関して、市から各農業委員会への照会文で、新津さつき農協のものであります。

3 ページは、規程の変更に関する新旧対照表です。

第 4 条、第 11 条で、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「県農業会議」が「県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に名称変更されています。

4 ページは、農業委員会から市長への回答です。5 ページは、農協から新潟市長あての変更承認申請です。

次の、6 ページ以降は、変更後の円滑化事業規程であります。

11 ページ資料 3 は、同じく新潟みらい農協の規定の変更承認です。

内容は一緒ですが、12-2 ページの附則 3 の付帯決議で「規程の字句修正については理事会に一任する」というところが「経営委員会に一任する」という点が他と異なるものです。

その他の変更点等は、資料 2 で説明したものと同様です。

20 ページ資料 4 以降は、越後中央農協の規程変更に係る資料です。

内容は資料 2 と基本的に同一で、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 8 号は、原案のとおり決定しました。

議長

次に、追加議案の議案第 9 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

追加議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 6 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてであります。

1 ページ番号 1 です。

田島地区におきまして、譲受人が譲渡人の畑 5 筆、約 17 アールを使用貸借により 10 年間の権利を設定し、耕作するものです。

申請理由は、譲渡人が農業者年金を引き続き受給するため、親子間で経営委譲を継続するための許可申請です。

譲受人の経営面積は、約 282 アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域外の農地です。
使用貸借の設定ですので、10アール当たりの対価はありません。
なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。
また、農地部会に付されていません。
以上、この申請については農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。
以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第9号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、
農地の転用事実に関する照会書について、
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、
農地法第4条転用届出に関する受理について、
農地法第5条転用届出に関する受理について、
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

5ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。農地中間管理事

業の合意解約が5件であります。

(笹川副主幹)

7ページをお願いいたします。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてであります。

法務局からの照会で非農地として1件回答いたしました。

8、9ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてであります。

記載のとおりの内容で7件受理いたしました。

10ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で2件受理いたしました。

11ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で6件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

これで平成29年度5月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 吉 田 信 雄

署名委員 松 田 洋 一